

【キャラクター利用に関する注意事項】

(1) 利用上の注意

①大学が指定し支給するキャラクターのみ利用可能とする。

利用許諾を受ける前に、キャラクター画像及びそれに関連するイメージを利用することは出来ない。但し、利用申請提出用サンプル作成の目的で使用する場合は、上記の限りではない。

②大学が指定し支給するキャラクターについては、いかなる場合でも、利用者が自己判断で、承諾なしに指定以外の内容・表現又はその題号を改変してはならない。無断で改変を行った利用者は、今後無期限利用禁止とともに著作権侵害での法的な措置を行う。

但し、キャラクターの内容・表現又はその題号に変更を加えることを事前に大学に承諾を得ている場合はこの限りではない。

③キャラクター画像と同一面に、下記の通り著作者を表示しなければならない(フォントは任意)。

「ちま吉」「おちま」「ちま作」「三代目巻左エ門」を使用する場合

©Yuki SUZUKIRI

「ちまベイ」「ちま江さん」「ちま太郎・ちま次郎」「風のちま三郎」「ちまいぬ」を使用する場合

©Yuki SUZUKIRI・Natsumi MIYAGI

「ちまねこ」を使用する場合

©Yuki SUZUKIRI・Maco TAKEDA

複数のキャラクターを使用する場合

使用するキャラクターの著作者を下記の順で表示すること。

©Yuki SUZUKIRI・Natsumi MIYAGI・Maco TAKEDA

④キャラクター画像と同一面に、大学が支給する「大津祭ちま吉」ロゴを表示しなければならない。但し、スペース等の関係により付記することが困難な場合は、この限りではない。



⑤キャラクター画像とともに、ちま吉WebサイトのURLを併用してもかまわない。但し、その場合は大学が支給する「URL」ロゴを使用すること。

www.chimakichi.com

(2) 利用手順

①申請

申請者は、大津祭ちま吉協議会に、大学宛の大津祭曳山連盟公式キャラクター利用申請書(別紙様式第1号)を提出する。

申請書は、ちま吉Webサイトからもダウンロード可能である。

URL <http://www.chimakichi.com>

②申請審査

大津祭ちま吉協議会は大学に申請報告を行い、学長は利用申請書を審議基準に基づき審議し、利用の可否を決定する。

利用申請書を精査した結果、その利用目的から逸脱する場合、利用許可をしない場合もある。利用申請の内容によって異なるが、審査は最低2週間を要する。

③利用の承認

大学は、大津祭ちま吉協議会を通じ、利用承認書(別紙様式第2号) 等を交付し、審査結果(利用の可否)を申請者に通知する。

利用の承認を受けるまで申請者は、キャラクターを利用することが出来ない。

承認を受けた申請者は、大学の指定するキャラクターを無償で利用することが出来る。

④利用物審査

利用者は、キャラクターを利用する内容を、必ず事前サンプルで大学に報告を行い、その内容の確認を受けなければならない。

大学は、利用者から提出されたキャラクターを利用する内容の事前サンプルを審査し、利用の可否を決定する。

利用物審査した結果、著作権侵害やその目的から逸脱する場合、利用許可をしない場合または、利用物内容の修正指示を行う場合がある。

利用物審査の結果、最終承認を受けるまで、利用者はその利用物を使用してはならない。

⑤利用結果報告

利用者は、最終利用を行った結果として、完成物のサンプル5点(形がない場合は資料を5部)を大学に提出しなければならない。

(3) 事務窓口及び資料送付先

①キャラクターの著作権は、大学が有するが、利用申請手続きをはじめ各種事務手続きは、大学より委託を受けた大津祭ちま吉協議会が行う。

②問い合わせ先および資料送付先

〒520-0248

滋賀県大津市仰木の里東 4-3-1 成安造形大学 地域連携推進センター内
大津祭ちま吉協議会

T E L 077-524-2118 F A X 077-524-2120

E-mail renkei@seian.ac.jp